

浅原体験村管理業務仕様書

1. 本仕様書は、浅原体験村（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容について定める。

2. 本施設の概要

- (1) 所在地 みどり市大間々町浅原 590 番地 14
- (2) 休館日 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日）

12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

(3) 管理物件

- 1) 名称：管理棟（みどりの館）

営業時間：平日 午前 11 時から午後 2 時まで

土曜日、日曜日及び祝日法による休日 午前 11 時から午後 2 時
30 分まで

休館日：水曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

- 2) 名称：貸し農園

区画数：110 区画（1 区画 40m²）

- 3) 名称：コテージ

棟数：A タイプ（4 人用） 3 棟

B タイプ（8 人用） 1 棟

C タイプ（10 人用） 1 棟

営業時間：チェックイン 午後 3 時から午後 5 時まで

チェックアウト 午前 10 時まで

休館日：水曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

- 4) 名称：そば打ち体験施設（つどいの館）

休館日：水曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

- 5) 名称：バーベキューハウス

休館日：水曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

3. 指定管理者が行う業務

(1) 浅原体験村管理運営に関する業務

①本施設の利用許可に関する業務

- ・貸し農園の利用に係る業務一式
- ・コテージの利用に係る業務一式
- ・そば打ち体験施設（つどいの館）の利用に関する業務一式
- ・バーベキューハウスの利用に係る業務一式

②本施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕

③その他、市長が必要と認めるもの

ただし、次に掲げる業務については他の者に業務を委託することができる。

①施設警備

②その他市長が特に認めた業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務

本施設の利用に係る料金は、指定管理者の徴収業務とする。

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

なお、協定書は基本協定と年度協定とし、管理運営経費等は年度協定の中で定める。

5. 管理運営経費

管理運営経費は、指定管理者の収支計画に基づいて算定した一定額を、予算の範囲内で、指定管理者の請求に基づいて支払う。

6. 事業実績報告書

指定管理者は、毎年度終了後、事業実績、経理の状況等を記載した事業実績報告書を提出する。

ただし、本施設の利用状況等の簡易なものについては、書面にて毎月報告するものとする。

7. 協議

この仕様書に定めのない事項及び事業実施上の疑義については、必要に応じて市長と指定管理者が協議の上決定する。